

東京圏の国家戦略特区に対する意見

平成 26 年 6 月 12 日

東京商工会議所

I. 基本認識

1. 現状

・全国で6区域が国家戦略特区に指定され、東京圏は都内9区、神奈川県、千葉県成田市が指定された。5月に決定された区域方針では、東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備していくことで、国際的ビジネス拠点を形成することを目標としており、5つの政策課題とそれに基づく規制改革事項等が示された。(都内9区:千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、渋谷区)

<参考:5つの政策課題>

- ①グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- ②女性の活躍促進も含めた、多様な働き方の確保
- ③起業等イノベーションの促進、創業ハブの形成
- ④外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

2. 首都・東京を取り巻く環境変化

(1)人口減少、少子高齢化の進展

- ・東京の人口は、2020年の1, 336万人をピークに減少する見込み。生産年齢人口も減少する見込み。
- ・少子化の進行により、出生数も減少。約50年後には半減の見通し。
- ・高齢化が一層進行し、老年人口の割合が上昇する見込み。併せて独居高齢者の割合も増加する見込み。

(2)グローバル化の一層の進展とアジア主要都市の台頭

- ・TPPをはじめ経済連携交渉が加速する中で、今後、一層のグローバル化が進展。
- ・アジア諸国など新興国が成長し、世界の名目GDPのうち新興国が占める割合が増加(2011年35. 4%、2016年41. 1%)。
- ・ビジネスコストの高さや規制の厳しさ、外国人・外国企業の受入環境の不十分さなどの理由から、東京の国際競争力は相対的に低下。

3. 東京圏の国家戦略特区に対する基本的な考え

(1)東京が世界のモデル都市へと進化するために、国家戦略特区制度を通じて東京が抱える課題の解決を図るべき

- ・区域方針で示された東京圏の目標、5つの政策課題とそれに基づく規制・制度改革等にとどまらずに、東京が抱える課題(都市防災力の向上、陸・海・空の交通ネットワーク強化と機能の向上、急速な少子高齢化)の解決も図るべきである。
- ・国家戦略特区制度を通じて民間活力を最大限に引き出すことで、都市の発展を加速させることが肝要である。大都市が抱える課題に対して解決への道筋を描き、範を示すことで、東京は世界のモデル都市へと進化していかなければならない。

(2)東京が世界の都市間競争を勝ち抜き、国際的ビジネス拠点としての地位を確立するために、国家戦略特区制度を通じてあらゆる手段を講じるべき

<参考:区域方針で示された主な規制改革事項等>

- ①都市再生・まちづくり(容積率、エリアマネジメント、旅館業法)
- ②雇用・労働(雇用条件、在留資格の見直し)
- ③医療(外国医師、病床、保険外併用、医学部新設の検討等)
- ④歴史的建築物の活用(古民家等)
- ⑤その他(法人設立手続きの簡素化・迅速化:書類の英語対応・一元的窓口の設置等)

・東京都も国に対して3月に「東京発グローバル・イノベーション特区」を追加提案し、区域方針に則った10大プロジェクトの推進により、東京を世界に開かれたグローバルビジネス都市に大改造することを目指している。

・東京圏の区域指定は東京の経済社会の活力向上や都市の国際競争力強化に向けた絶好の機会であり、東京ひいてはわが国の発展に最大限に活かしていくべきである。

(3)産業空洞化の懸念と厳しい中小企業の経営環境

- ・都内事業所数は減少傾向で、特に製造業は事業所数、従業者数ともにここ10年間で約半数に、20年前と比べ約3割に減少。
- ・都内中小企業の景況感は回復傾向にあるものの、未だ厳しい経営環境が続いている。
- ・開業率を上げていくことが重要な課題となっている。

(4)首都直下地震等巨大災害の脅威

- ・首都直下地震では、建築物の倒壊、木密地域における延焼火災、帰宅困難者の発生等、甚大な被害が想定され、対策が急務。

(5)2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

- ・大会を契機に、交通ネットワークの強化と機能の向上、国際的ビジネス拠点の形成や安全・安心を実現する都市再開発、美しくすべてのひとにやさしいまちの実現など、都市の機能・魅力向上に対する期待が高まっている。

・東京圏は世界で最大の人口規模、経済規模を誇る都市圏であり、わが国経済に占める比重も極めて大きいことから、特区制度の効果を東京圏のみならずわが国経済の活性化に最大限に繋げるとともに、国際的な経済活動の拠点形成を促進するために、区域方針で示された規制改革事項等の拡充を図っていくべきである。

・区域方針で示された目標である「世界で一番ビジネスがしやすい環境の整備」「国際的ビジネス拠点の形成」を高い次元で実現すべく、大胆かつスピーディに規制・制度改革を断行し、施策の実施・運用を着実に行うべきである。そうすることで、東京圏は他の区域の範となるべきである。

・国家戦略特区における取り組みが具体化していく過程で、地方自治体や民間事業者から新たな規制・制度改革の提案があった場合には、積極的に実現していくべきである。加えて、全国展開の可否、要件の見直しを諮問会議において的確に評価し、有効なものは積極的に全国へ展開していくべきである。

II. 要望項目

1. 東商が提案する規制・制度改革(東京が抱える課題解決に向けたもの)

(1)都市防災力の向上

①「発災時の損害賠償責任が事業者にはばない制度」の創設

・首都直下地震特別措置法の改正等も視野に入れ同制度を早期に創設し、民間事業者の協力を得て、大幅に不足する発災時の一時滞在施設を早急に確保すべき

②木造住宅密集地域の解消

・老朽家屋の除去に向けた優遇税制、容積率・斜線規制をはじめとした規制の緩和を実施すべき

・防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和や、戸建て建替えへの補助、物納による国有地を同地域の解消に向けた種地として活用するなど、土地の流動化に資する対策も講じるべき

③老朽化した中小ビル群、マンションの更新に向けた借地借家法の正当事由の拡大

(2)陸・海・空の交通ネットワーク強化と機能の向上

①羽田空港の新滑走路等の整備に向けた環境アセスメント等の迅速化

・東京の国際競争力強化に直結する重要な基盤は、環境アセスメント等を迅速に実施し、早期整備を図ることが望ましい

・羽田空港の容量拡大に向け、都心上空飛行の解禁等、あらゆる方策を検討し実行に移すこと

②外環道の早期整備に向けた諸手続き等の迅速化

③京浜港の競争力強化に資する規制・制度改革の実施

(3)高齢化社会への対応

①介護分野を外国人技能実習制度の対象職種とすることの検討

②看護師試験、介護福祉士試験における外国人の合格率向上対策の実施

(上記①の措置に併せて全国的に講じるべきもの)

③特別養護老人ホームへの多様な事業主体の参入促進

・都内における特別養護老人ホームの定員が大幅に不足していることから、同ホームに株式会社等多様な事業主体が参入できるよう、規制緩和を検討すべき

(4)少子化社会への対応

・保育サービスへの参入は、設置主体により異なる取り扱いをしている現状を改め、多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットィングを確立すべき

2. 東京都等が提案した規制・制度改革事項の実現と着実な運用

(1)都市再生・まちづくり

①容積率・用途等土地利用規制の見直し

・ベンチャー支援機能、創業支援機能を備える民間都市開発プロジェクトを対象とすること

・新駅整備をはじめとする公共施設の整備を、複数の開発プロジェクトが協力して行うことを評価し、容積率を緩和すること

※土地利用規制の見直しに併せて、まちづくりに関する諸施策や地域コミュニティの再生に資する取り組みを通じて、東京の良さである質の高い都市環境を堅持すべき

②道路占用基準の緩和を通じたオープンカフェ等の設置

③短期滞在の外国人向け滞在施設の旅館業法の適用除外

(2)雇用・労働

・高度外国人材の在留上限期間の更なる伸長(現状5年→10年など)

・グローバル企業等を対象とした雇用条件の整備、明確化(雇用労働相談センターの設置)

(3)医療

・外国の医師免許等保有者による診療行為の容認

・病床数規制の特例による病床の新設・増床の容認

・医薬品製造販売に係る承認審査権限の一部東京都への付与(ジェネリック医薬品)

※医療機器の承認申請をする際のPMDA((独)医薬品医療機器総合機構)の相談料金を中小企業の負担能力を考慮した料金体系にすること。また、改良医療機器の審査期間を短縮すること

(4)外国企業の誘致促進・創業促進等

・法人設立手続きの簡素化、迅速化

・ベンチャー起業を目指す外国人留学生の在留資格変更時要件の緩和

・法人実効税率引下げ、特区内に新設される外国企業に対する軽減税率の適用対象要件の緩和

(5)その他

・外国語による有料観光案内サービスの要件緩和

・観光案内サインの電子化(道路法の占用許可対象としてデジタルサイネージを明確化)

※日本の空港を経由して外国へ向かう外国人乗継客向けの無査証入国制度の導入

※大型クルーズ船入港時の入国審査手続きの見直し、簡素化

(※:国際的ビジネス拠点の形成に向けて、東商が提案する規制・制度改革項目等)

3. 東京圏の国家戦略特区について留意すべき点

・都内には、クリエイティブ産業、医療関連・医療機器産業、ものづくり産業をはじめ多様な産業集積が存在していることから、中小企業のグローバル市場に対応した事業展開を後押しし、産業集積をより発展させていくことで、産業面から東京の国際競争力を強化していくことも重要

・都内における指定区域は9区であるが、区域方針で示された目標を高い次元で達成するためには、多摩地域を含め都市機能が集積する区域を追加していくことが望ましい

・また、国家戦略特区制度を通じて東京が抱える課題の解決を図るためには、都市機能が集積する区域に加えて、更に広い区域を指定していくことが望ましい